

令和8年度 厚生労働省委託事業 墜落・転落災害防止対策推進事業（建設業）

足場からの墜落・転落災害防止 オンライン研修会

抜粋版

主催：全国仮設安全事業協同組合（令和8年度事業受託者）

事業の概要(目的)

建設業においては依然として墜落・転落災害が多発しており、建設業の労働災害による死亡者の約4割、死傷者の約3割を占めています。

特に足場からの墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底に加えて、墜落・転落災害の防止効果が高い手すり先行工法等の「より安全な措置」の一層の普及など「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(令和5年3月14 付け基安発0314 第2号)に基づく対策を行っていただくことが求められています。

また、工事の規模が比較的小さい木造家屋建築工事等について、労働安全衛生法令の遵守の割合が低いという声もあることから、木造家屋建築工事等の足場の設置やはしご・脚立等の使用、屋上等での作業に関して、技術的な助言等が求められています。

本事業は、より安全な足場の設置に関する技術的支援を行うことにより、建設業における墜落・転落災害対策の推進を図ることを目的としています。

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について (基安安発0330第1号)

(ア) 足場等からの墜落・転落防止対策 【事業者が行うこと】

幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、安衛則に基づく各種措置を講ずるとともに、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「推進要綱」に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずること。

また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントとその結果に基づく措置に取り組むこと。

さらに、推進要綱に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、同要綱の別紙「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用した十分な知識・経験を有する者による足場の組立て等後の点検を行うこと。

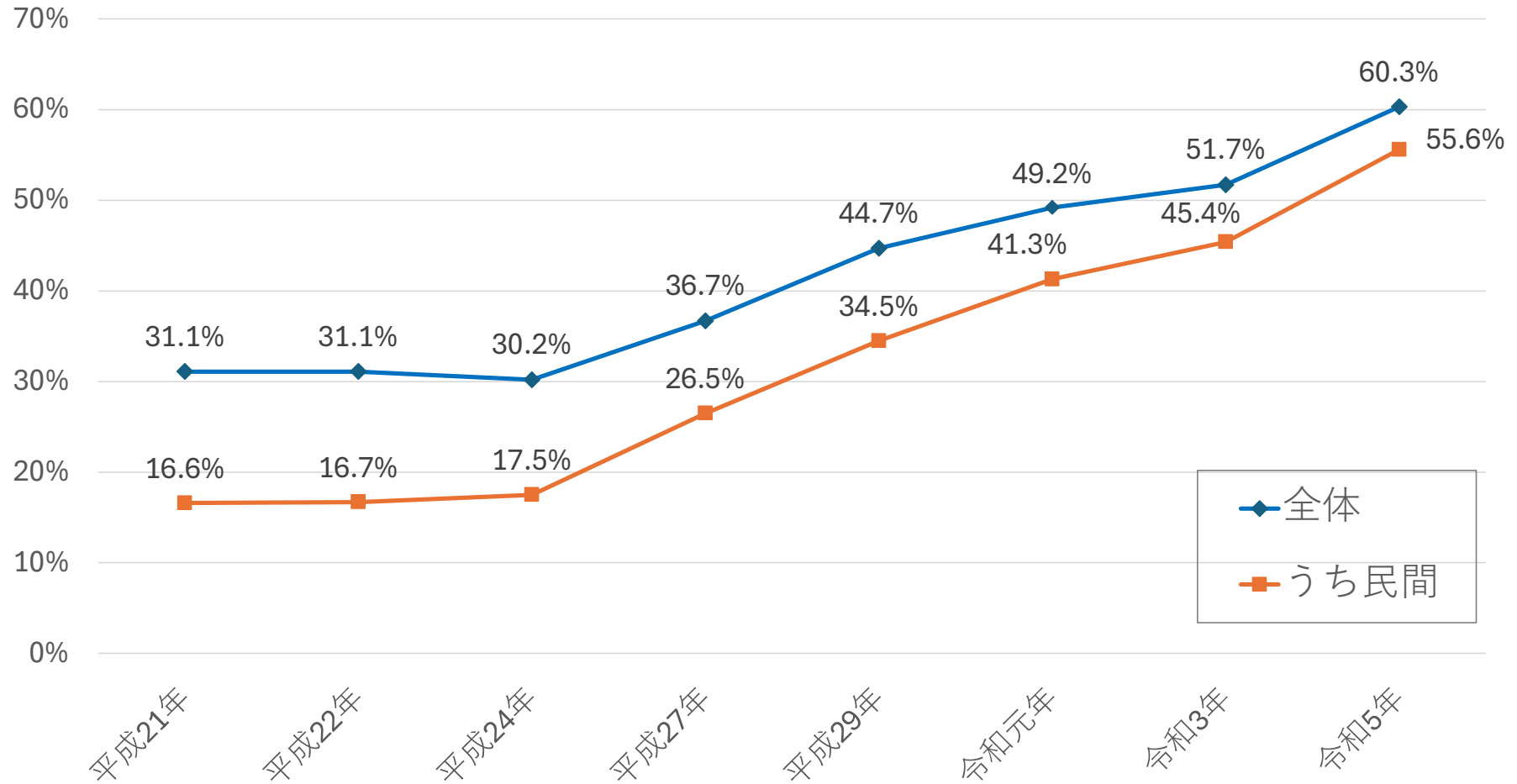
木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施すること。

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について (基安安発0330第1号)

(イ) はしご・脚立からの墜落・転落防止対策【事業者が行うこと】

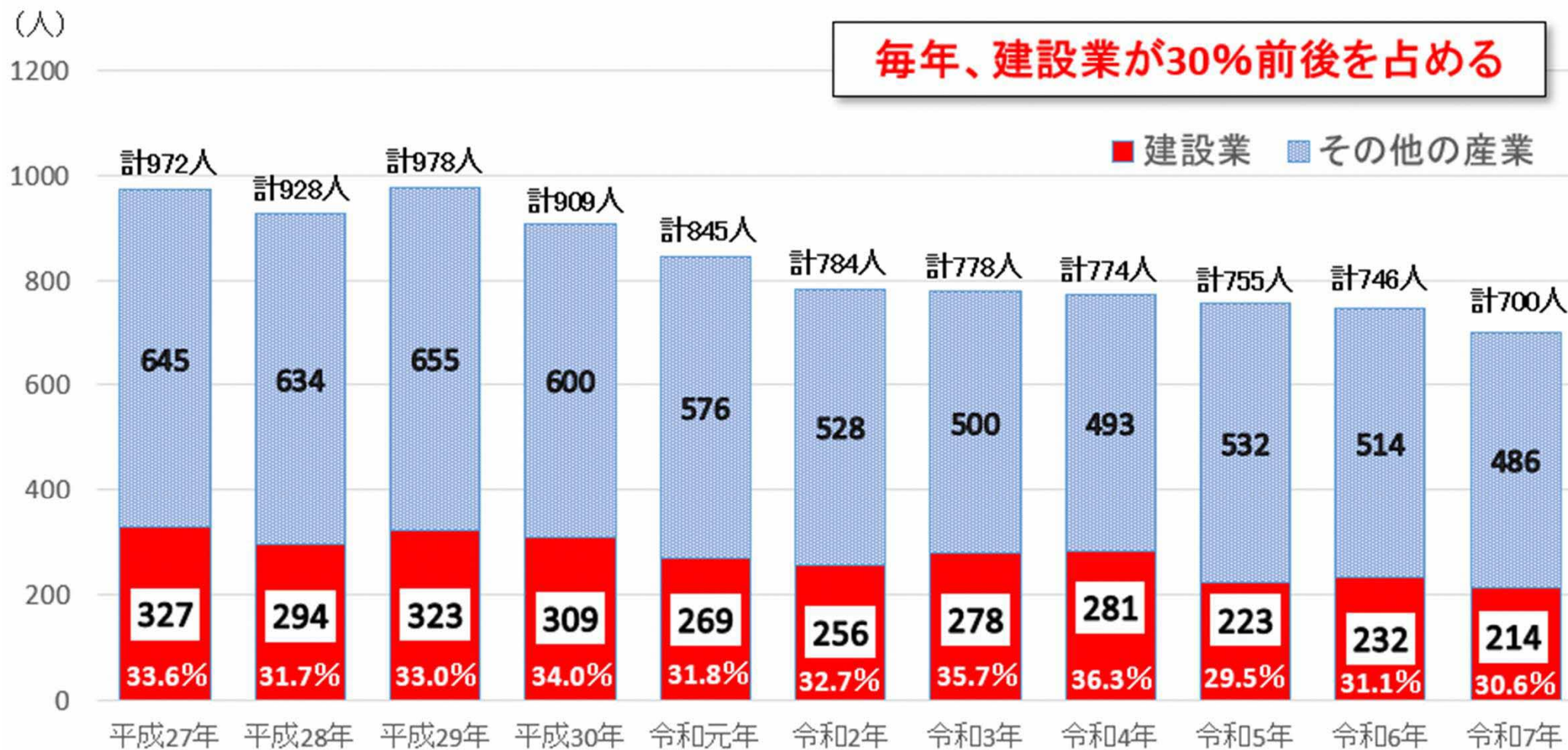
木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、**「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」**等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

手すり先行工法の採用率の推移



本表は、全国の労働基準監督署が建設現場に指導等を行った際に、組み立て等が行われている、又は設置されている高さ2メートル以上の本足場を対象に調査を行ったもの。(厚生労働省調べ)

建設業における労働災害の発生状況（死亡災害）



資料出拠: 厚生労働省発表 「労働災害発生状況」

§ 0 はじめに

§ 1 足場からの墜落・転落災害防止総合対策 推進要綱に基づく措置 (手すり先行工法等に関するガイドライン)

§ 2 労働安全衛生規則等の概要

§ 2.5 その他

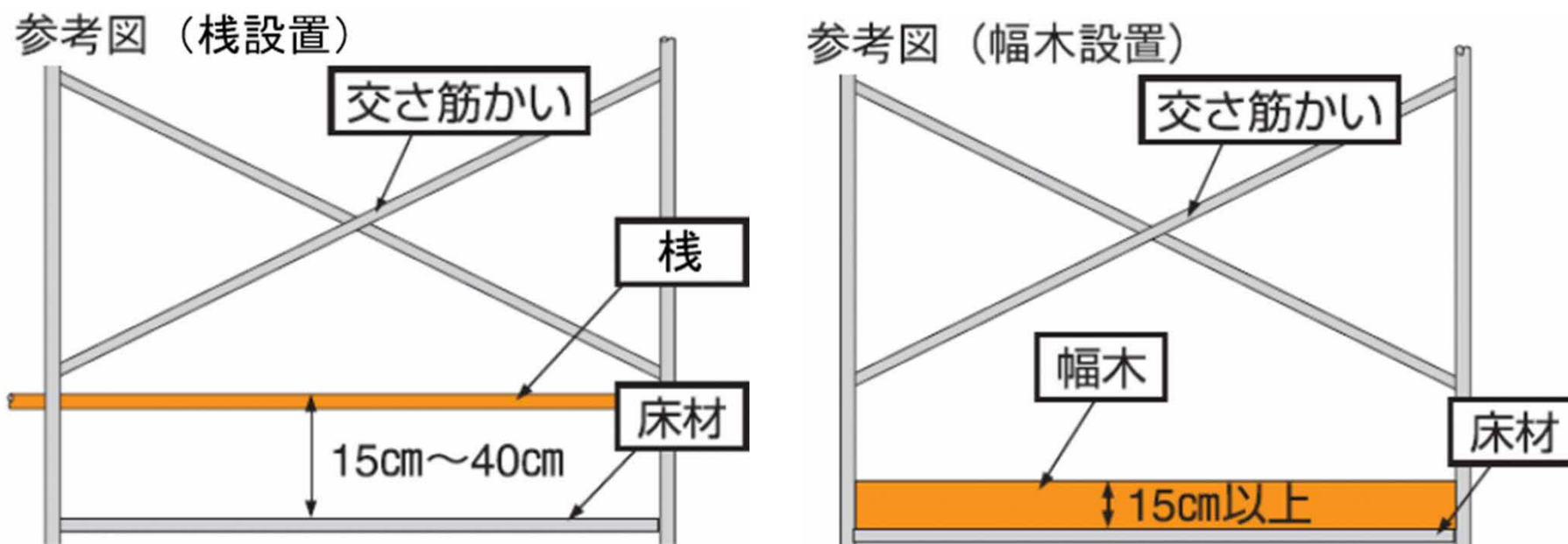
§ 3 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準 マニュアルについて (はしご、脚立等の使用時の注意点及び屋根上等の安全対策)

§ 0 はじめに

足場からの墜落防止関係(安衛則第563条) わく組足場の場合

①又は②の設置(妻面に係る部分を除く)を義務づけている。

①交さ筋かいに**棧**(高さ15cm~40cmの位置)若しくは**幅木**(高さ15cm以上)又は同等以上の機能を有する設備を設置する。

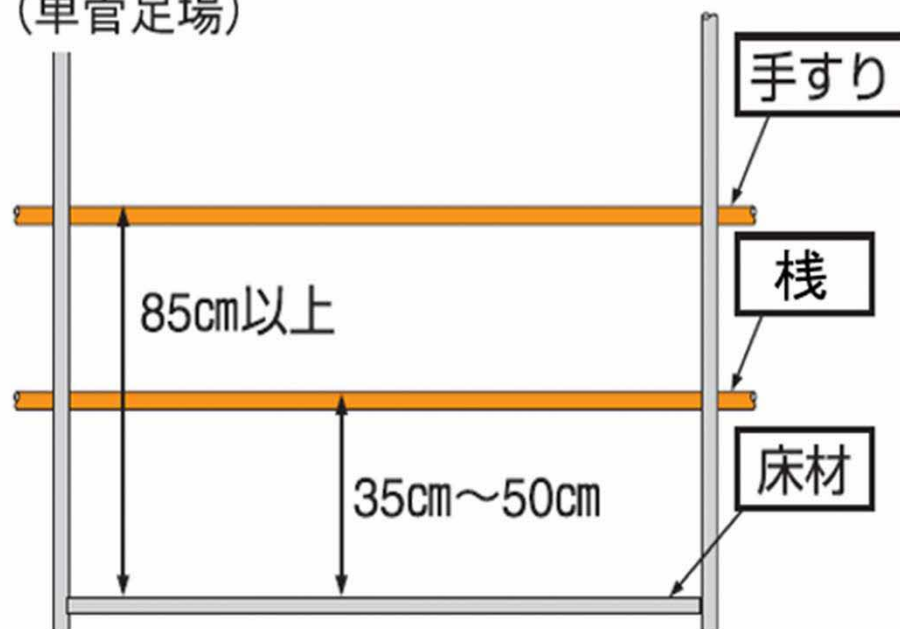


高さは床上上面から、棧又は幅木の上端まで

わく組足場以外の足場（単管足場・くさび緊結式足場・つり足場等）

手すり(高さ85cm以上)又は同等以上の機能を有する設備及び棧(中棧)
(高さ35cm～50cmの位置)等を設置する。（第563条）

参考図（単管足場）



※わく組足場の妻側
は同様の対策が必要

高さは床上上面から、手すり及び棧の上端まで

§ 1 足場からの墜落・転落災害防止総合対策 推進要綱に基づく措置

(手すり先行工法等に関するガイドライン)

手すり先行工法等の「より安全な措置」

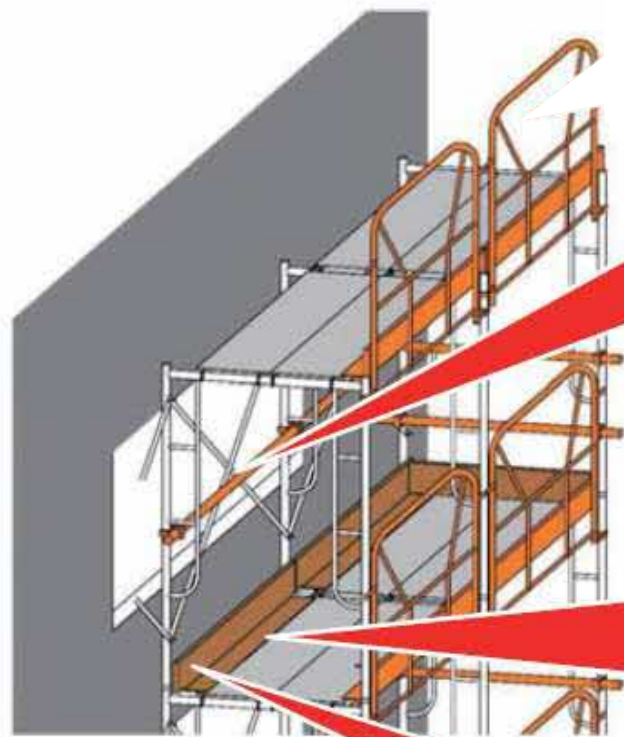
令和5年3月14日付、基安発0314第2号 労働基準局安全衛生部長通達
『足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱』

足場からの墜落・転落災害防止総合対策 推進要綱に基づく措置

※ 手すり先行工法等の「より安全な措置」

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で労働安全衛生規則の確実な実施にあわせて実施することが望ましい「より安全な措置等」を示している。

- (1) 足場からの墜落防止措置の実施
- (2) 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用
- (3) 足場の安全点検の確実な実施



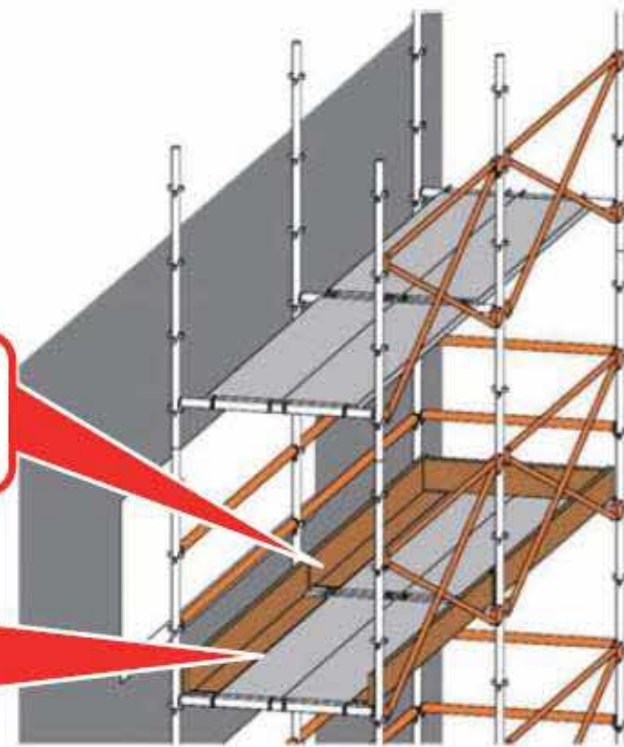
わく組足場

上さんの設置

手すり等、及び中さん等
に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作ら
ないよう設置
(図は床付き幅木の例)

下さんの代わりに、高さ
15cm以上の幅木を設置



その他の足場

(2) 手すり先行工法の採用

足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」に基づいた**手すり先行工法（※）**による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置する。

（※）手すり先行工法とは、

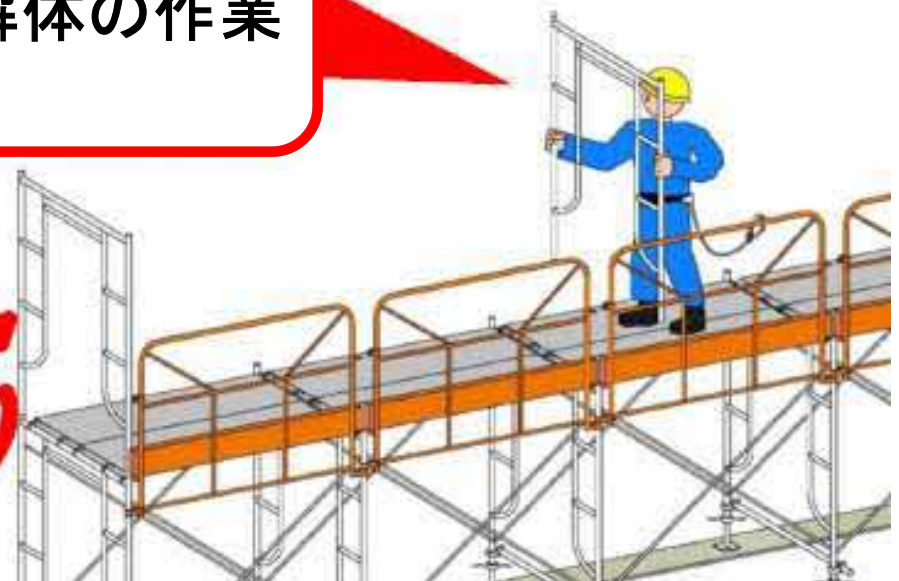
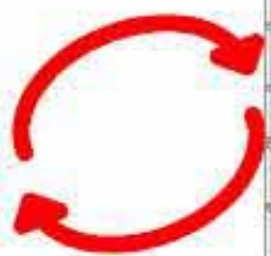
足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法

（手順例についてはリーフレット 5 ページを参考）

(2) 手すり先行工法の採用

最上層の一層
下から手すり
を設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う

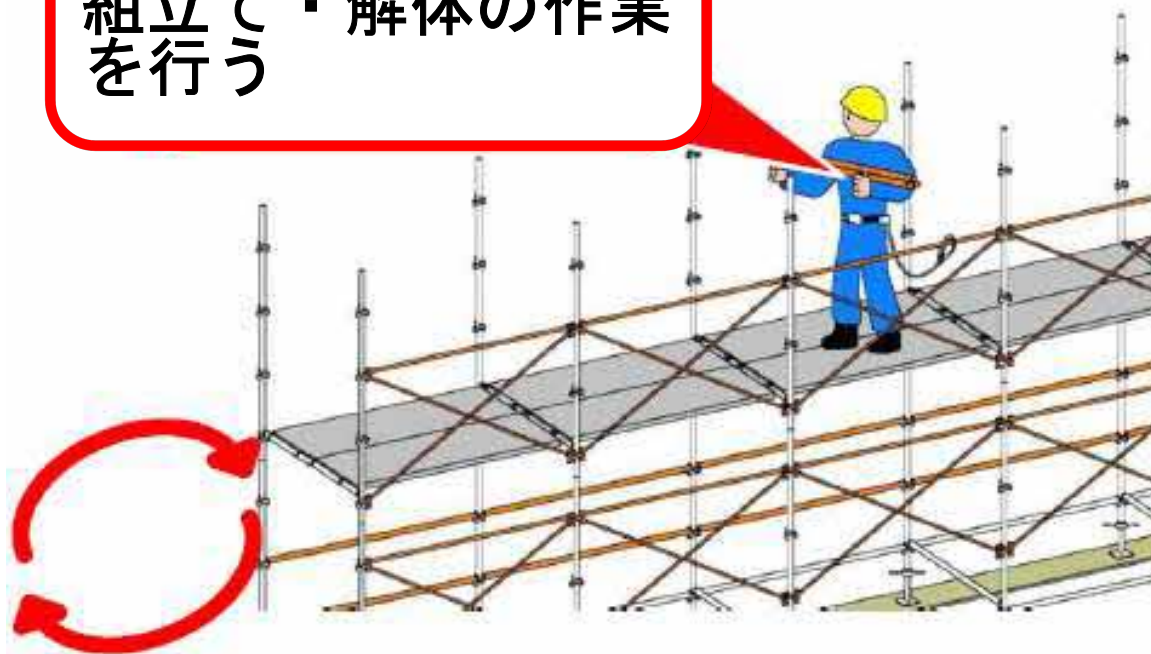
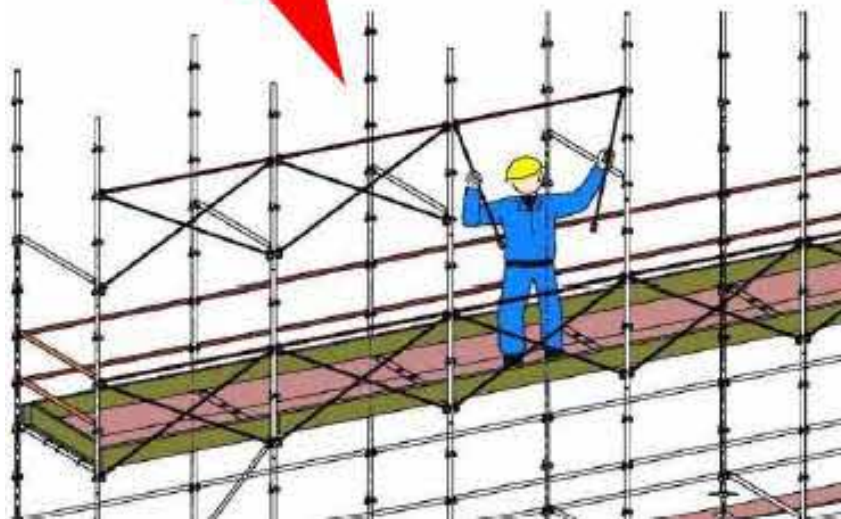


わく組足場

(2) 手すり先行工法の採用

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



その他の足場

(3) 足場の安全点検の確実な実施

- ・ 足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の 十分な知識・経験を有する者※から指名する。また、足場の組立て等の作業に 直接従事した以外の方が行う ことで客観的・的確なものとする。

※十分な知識・経験を有する者とは

- ・ 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」
- ・ 作業開始前の点検は職長等 当該足場を使用する労働者の責任者から指名

§ 1 足場からの墜落・転落災害防止総合対策 推進要綱に基づく措置 (手すり先行工法等に関するガイドライン)

手すり先行工法等に 関するガイドライン

令和5年12月26日付、基発1226第2号 厚生労働省基準局長通達

基発 1226 第 2 号
令和 5 年 12 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「手すり先行工法等に関するガイドライン」について

建設業における足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上での通常の作業に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることも重要であり、足場の作業床となる箇所適切な手すりを先行して設置する手すり先行工法が有効であることから、「手すり先行工法等に関するガイドラインの策定について」（平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により、手すり先行工法の普及を図ってきたところである。

ガイドラインについては、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和 4 年 10 月）において内容の充実が提言されており、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図る」こととされたことを踏まえ、最新の足場機材や安全基準、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）等の内容を盛り込み、今般、ガイドラインを別紙のとおり改正したところである（以下「改正ガイドライン」という。）。

また、基本計画では、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策について、「その周知とフォローを行う」こととされており、改正ガイドラインの一層の周知とその定着を図る取組を促進する必要がある。

については、関係事業者に対し、改正ガイドラインの周知を行うとともに、その普及・定着の促進が図られるよう指導等を行い、建設業における足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の一層の推進を図られたい。

なお、別紙中の第 5 の 1（1）については、改正省令により令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに留意すること。

また、別紙のとおり関係団体に対し、その周知・普及について、協力を要請しているので知されたい。

手すり先行工法等に関するガイドライン

目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、足場の設置を必要とする建設工事について、手すり先行工法による足場の組立て、解体又は変更の作業（以下「足場の組立て等の作業」という。）を行なうとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、労働者の足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境の形成に資することを目的とする。

ガイドラインの基準等

- 1) 手すり先行工法による足場の組立てに関する基準
- 2) 働きやすい安心感のある足場に関する基準

1) 手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準

1. 趣旨

足場の組立て、解体又は変更の作業（以下「足場の組立て等の作業」）においては、足場に関する労働安全衛生関係法令の規定を遵守した上で、さらに労働者が足場から墜落する危険を減少させるため、以下の基準を満たす手すり先行工法によることが必要である。

- ## 2. 手すり先行工法の種類
- (1) 手すり据置き方式
 - (2) 手すり先行専用足場方式
 - (3) 手すり先送り方式
- ## 3. 手すり先行工法の機材等の性能及び使用方法
- ## 4. 墜落制止用器具を取り付ける親綱機材の性能及び使用方法

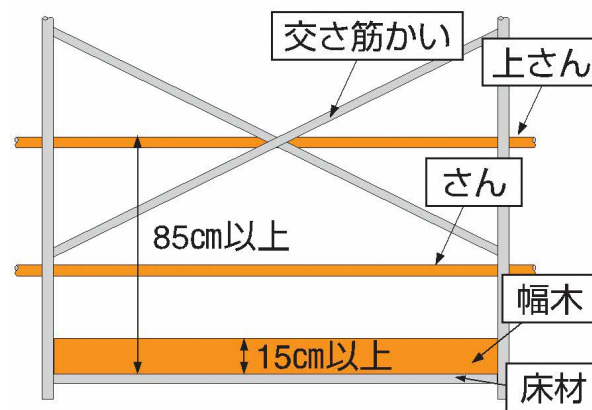
2) 働きやすい安心感のある足場の基準

- ① 手すり先行専用足場方式及び手すり据置方式で組み立てられた足場であって足場の種類ごとに次の措置を講じたもの (a~c)

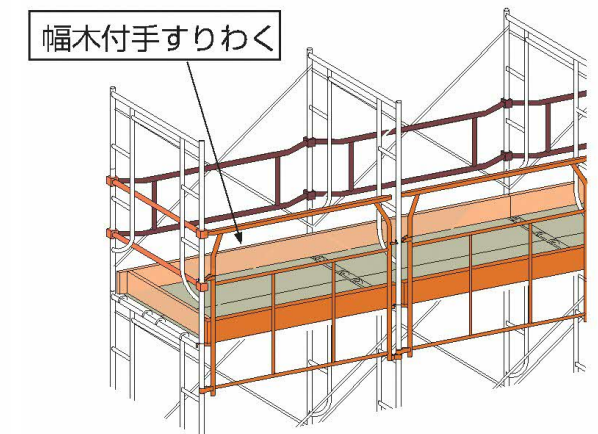
a, bについてはわく組み足場 (妻側除く)

c についてはわく組み足場 (妻側) とわく組み足場以外に適用

a. 交さ筋かい及び高さ15 cm以上40cm以下の棧(下棧)若しくは高さ15cm以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設けた上で、上棧を設けたもの (①) 又はこれらの措置と同等以上の機能を有する手すりわくを設けたもの。(②)



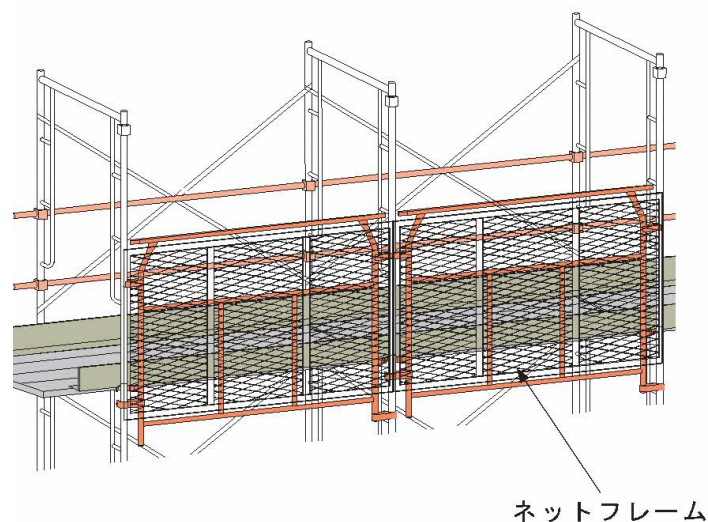
① 上棧を取り付けた例



② 幅木付手すりわくを設置した例

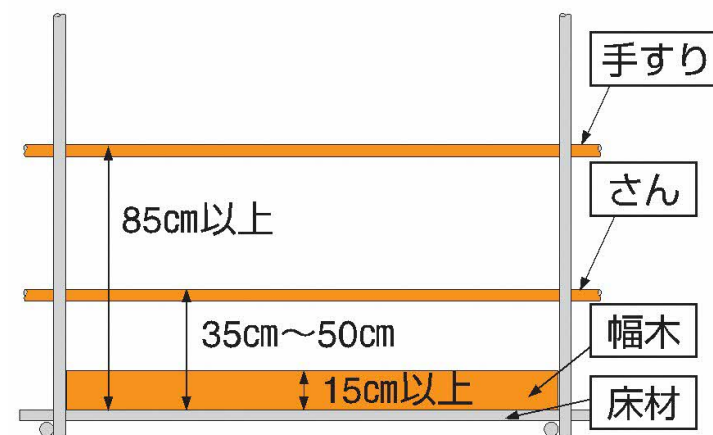
2) 働きやすい安心感のある足場の基準

b.防音パネル、ネットフレームの設置等、
aと同等以上の措置を講じたもの。



b.わく組み足場にネット
フレームを取り付けた例

c.高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(手すり等)及び高さ35cm以上50cm以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備(中棧等)を設けた上で、幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの。



c.わく組み足場以外の足場に
幅木を取り付けた例
(わく組足場の妻面を含む。)

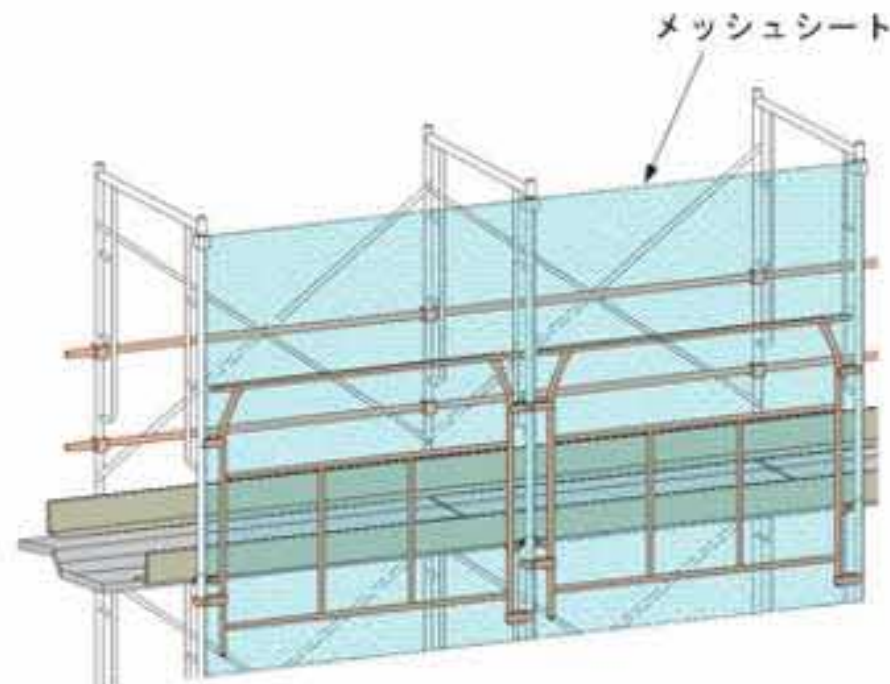
2) 働きやすい安心感のある足場の基準

② メッシュシート等の設置

飛来・落下防止のため、メッシュシート又は防音シート(飛来・落下防止の機能を有するものに限る。)を設置することが望ましい。

なお、強風等の悪天候時に作業を中止する場合には、メッシュシート及び防音シートを折りたたむ等の足場の倒壊等を防止する措置を講じるよう努めること。

また、安全ネット等の設置完了前(足場の組立て作業時)、取り外し中又は取り外し後(足場の解体作業時)は、安全ネット等の設置予定等の箇所に足場の組立て等の作業に係る関係労働者以外の立入禁止措置を講じるとともに、当該建地間の範囲内での上下作業を禁止すること。



§ 2 労働安全衛生規則等の概要

令和 5年10月 1日施行 「足場に係る改正労働安全衛生規則」

令和 6年 4月 1日施行 「足場に係る改正労働安全衛生規則」

令和 5年 3月14日日付、厚生労働省労働基準局長通達

『労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について』

一側足場の使用範囲が明確化されました

(安衛則第561条の2【新設】) **2024年4月1日施行**

主に狭あいな現場で使用される一側足場(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を一列設置して組み立てる足場。)については、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、事業者に対して**本足場**(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を二列設置して組み立てる足場。)を使用するために**十分幅がある場所(幅が1m以上の場所)**においては、**本足場の使用を義務付ける。**

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

解釈例規:基発0314第2号 令和5年度3月14日

(1)事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないことを規定したこと。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用することが望ましいこと。

足場の点検時には点検者の指名が必要です

(安衛則第567条、第568条及び第655条)

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則第567条、第568条及び第655条の規定で義務付けられている「足場の点検が行われていない事例が散見されていること」を踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者を『あらかじめ』指名することを義務付けた。

解釈例規: 基発0314第2号 令和5年度3月14日

・**点検者の指名の方法**は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話等で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。

なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。

- ・改正省令による改正後の安衛則第 567 条第2項及び第 655 条第2項第2号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(令和5年3月14日基安発0314第2号)別添の 3(2)に示す一定の能力を有する者※を指名することが望ましいこと。
- ・足場の点検に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

※一定の能力を有する者とは

- ・ 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存 が必要です（安衛則第567条及び第655条）

現行の安衛則では、悪天候若しくは地震又は足場の変更等の後の足場の点検を行ったときに、当該点検の結果及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては当該措置の内容を記録及び保存することが義務付けられている。

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者の指名を義務付けたことに伴い、当該記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加する。

解釈例規：基発0314第2号 令和5年度3月14日

(1) 改正安衛則第567条第3項各号及び第655条第2項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のものとする。

(2) 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

§ 2 労働安全衛生規則等の概要

平成27年3月5日公布、7月1日施行「足場に係る改正労働安全衛生規則」
平成27年3月31日付、基発第0331第9号厚生労働省労働基準局長通達
『労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について』

足場及び作業構台の点検に関する 元方事業者等の責務

安衛則第655条（足場についての措置）及び第655条の2（作業構台についての措置）で定める注文者（足場の組立てを発注し、他の請負人の労働者に使用させる特定元方事業者等）が行わなければならない点検に、
「足場又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、それぞれにおける作業を開始する前」が追加されました。

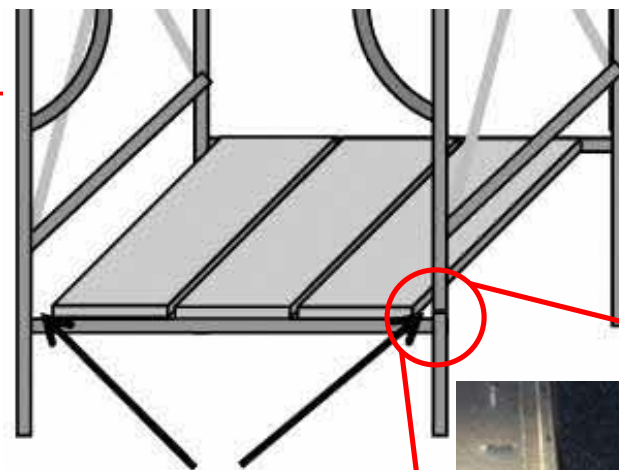
※「一部解体若しくは変更」「作業を行う仕事を終了するまでの間」の解釈については、通達で示されています。（基発0331第9号 平成27年3月31日）

足場における高さ2m以上の作業場所に 設けられる作業床の要件 (安衛則:563条)

床材と建地とのすき間は 12cm「未満」

大臣規格において、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間を塞ぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間を塞ぐことを

目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものであること。 (平成27年3月31日 基発0331第9号)



床材と建地との
すき間12cm未満



建地とすき間の例

なお、附則 第3条には、現に存する鋼管足場用の部材について、一定条件での経過措置が記載されております。

足場における高さ2m以上の作業場所に 設けられる作業床の要件（安衛則:563条）

① 足場からの手すり等の墜落防止設備（足場用墜落防止設備）について、

- ・ 作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。
- ・ 足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、要求性能墜落制止用器具を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

足場における高さ2m以上の作業場所に 設けられる作業床の要件（安衛則:563条）

- ② 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。が追加された。

なお、「当該墜落防止設備を取り外した者が、作業終了後に元の状態に戻す」とともに、「当該作業の責任者がこれを確認すること」が適当であると考えている。

※ 「労働安全衛生規則の一部を改正する件(案)に係る意見募集について」に対して寄せられた意見について(平成27年3月25日 安全衛生部安全課 番号16より)

- ※ ①及び②については、架設通路及び作業構台についても同様の措置が追加されている。

足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置

安衛則564条

① 高さ5m以上から高さ2m以上の構造の足場まで適用範囲を拡大。

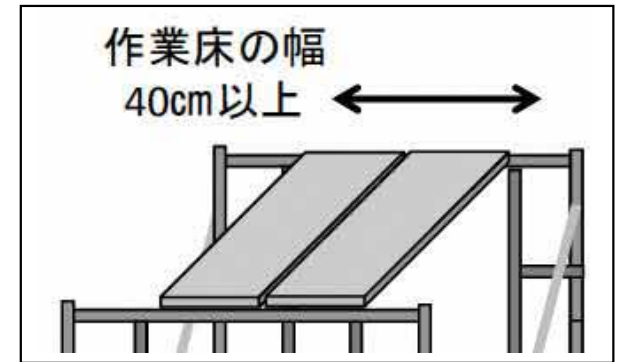
② 足場材の緊結等の作業を行うときの措置。

イ 作業床の幅20cm以上としていたものを、幅40cm以上に拡幅。

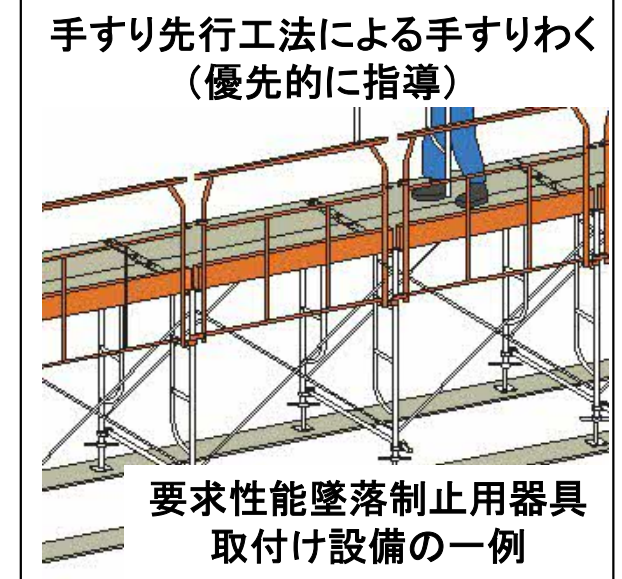
ロ 要求性能墜落制止用器具取付け設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。

※ イ・ロについては例外規定あり

イ



ロ



厚労省では手すりの設置を優先的に講ずるよう指導(H27.3.31基発0331第9号)

足場の組立て等の作業に係る業務の 特別教育の注意点（安衛則：第36条関係）

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務※を除く。）が、安衛法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務となり、安衛則第36条で定める「特別教育を必要とする業務」に追加された。

※ 「地上又は堅固な床上における補助作業の業務」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬整理等の作業を言うものであり、足場材の緊結取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。
（基発0331 第9号）

事業者の責務：事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。（労働安全衛生規則 第38条）

§ 2.5 その他

足場からの飛来・落下物による災害防止

厚生労働省：労働者に対する措置（労働安全衛生規則等）

国土交通省：主として第三者に対する措置（建築基準法施行令等）

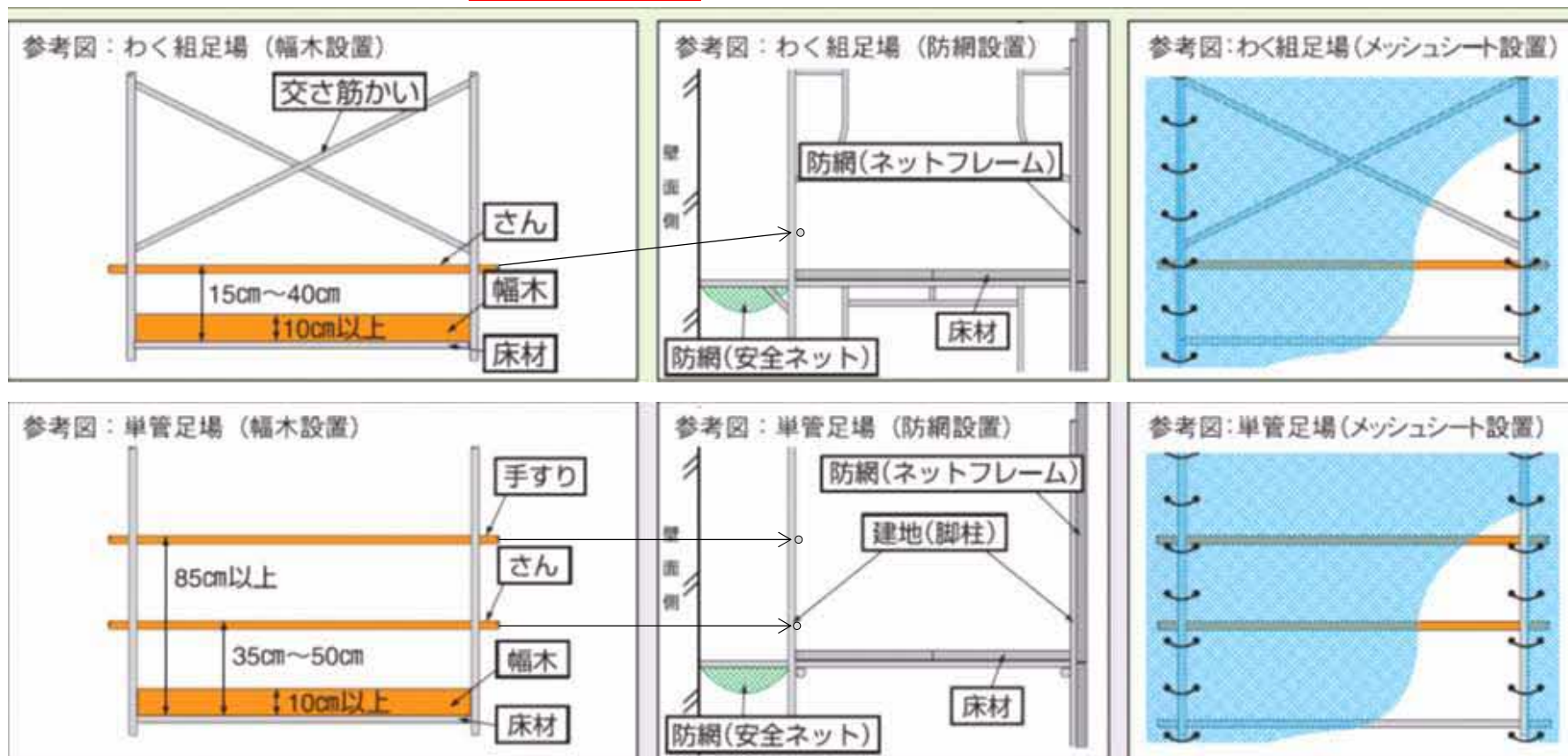
国土交通省の第三者に対する措置（建築基準法施行令等）

建築基準法施行令 第136条の5(要約)

・工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さが7m以上にあるとき、その他落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

厚生労働省の労働者に対する措置(労働安全衛生規則)

幅木(高さ10cm以上)、メッシュシート若しくは防網又はそれと同等の機能を有する設備(幅木等)を設置する。(第563条)



注 機材の選択にあたっては 建築基準法等を考慮する。と。

§ 3 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止 標準マニュアルについて

（はしご、脚立等の使用時の注意点及び屋根上等の安全対策）

木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル

第1章 木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害

第2章 足場・屋根上・開口部等の作業における墜落防止

第3章 はしご・脚立等からの墜落防止

第4章 安全用品の種類と特徴

第5章 関係法令等

1. 屋根上等での注意点

2. スライドレール式安全ブロック工法とは

3. はしご 設置及び使用のポイント

4. 脚立 設置及び使用のポイント

5. アルミニウム合金製可搬式作業台 設置及び使用のポイント

6. 墜落制止用器具の注意点

7. 保護帽の注意点

参考：はしご、脚立使用時の点検

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は着しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は着しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



(R3.3)

はしご、脚立の使用前には、チェックリスト等を用いて点検を実施するよう心掛けてください。
(左の表は、厚生労働省のHPよりダウンロード可能)

墜落制止用器具の注意点

「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル(建設業労働災害防止協会)」に示されている主なポイントは以下のとおり。

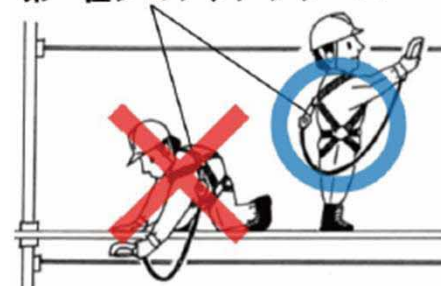
- ① 墜落制止用器具は、フルハーネス型が原則。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具の着用者が地面に到達するおそれのある場合、胴ベルト型の使用が認められる。
- ② 6.75mを超える箇所で使用する墜落制止用器具はフルハーネス型であること。
- ③ 墜落制止用器具は、当該墜落制止用器具の着用者の体重、及びその他の装備品の質量の合計に耐えるものを着用し、使用可能質量を超えないような器具を選定すること。
- ④ ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付け設備等の状況に応じ、適切なものでなければならない。

ア 腰の高さ以上にフックを掛けて作業を行うことが可能な場合は、**第一種ショックアブソーバ**を備えたランヤードを選定すること。

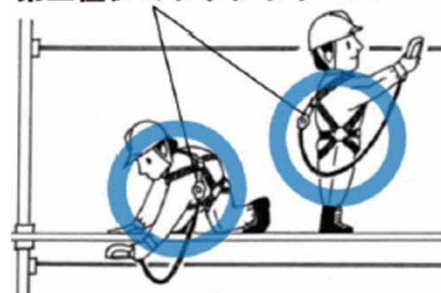
イ 足元にフックを掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、**第二種ショックアブソーバ**を備えたランヤードを選定すること。

ウ ア及びイの両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、**第二種ショックアブソーバ**を備えたランヤードを選定すること。

第一種ショックアブソーバ



第二種ショックアブソーバ



墜落制止用器具等の点検項目と廃棄基準

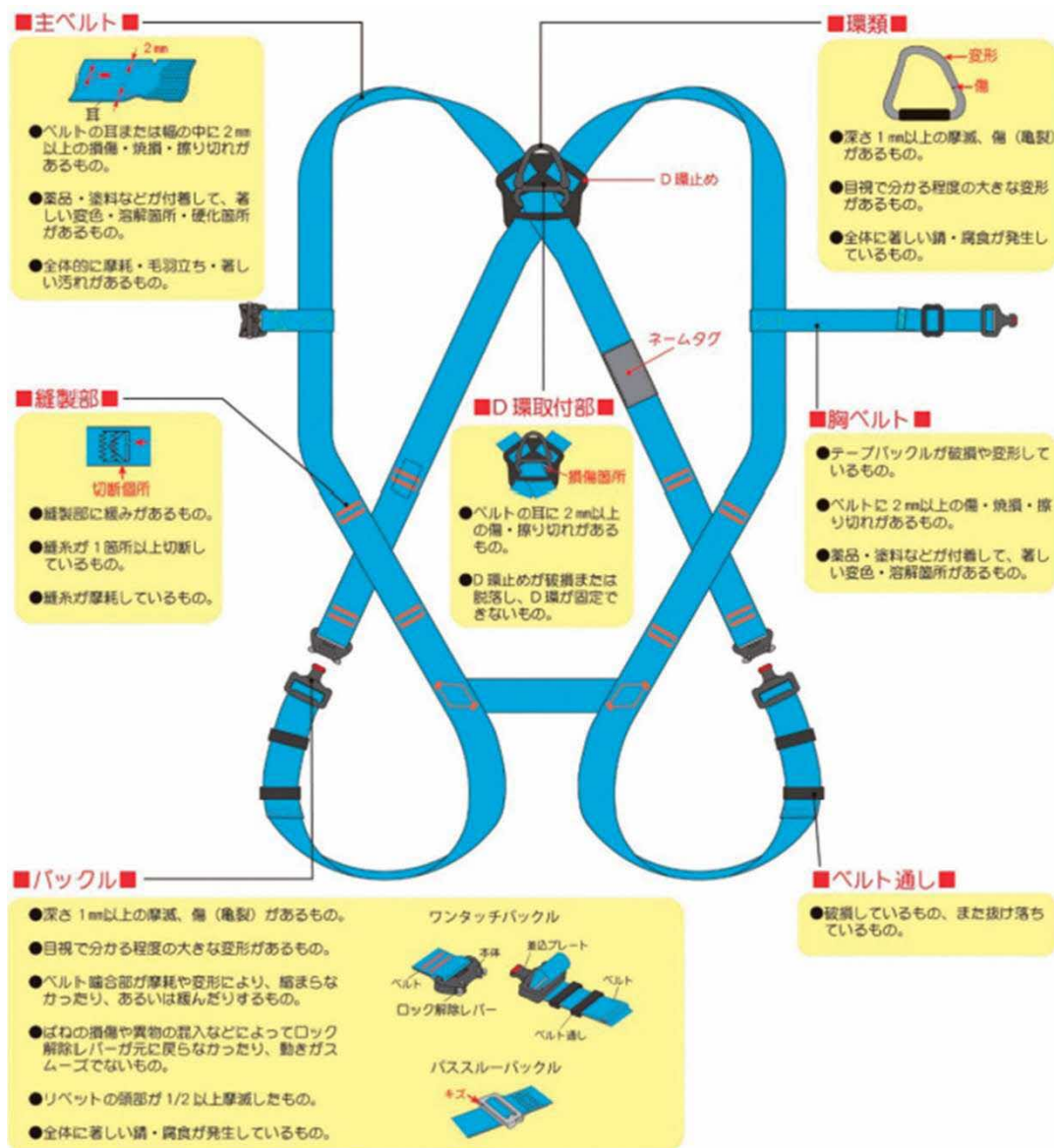
墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくことが重要である。

点検には、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うものとする。定期点検の間隔は半年を超えないこととする。

フルハーネス型の各部の廃棄基準(例)を右図に示しているが、メーカーによって構造等が相違するため、製品の取扱説明書を確認する。

点検の結果、廃棄基準に該当する箇所があった場合は使用しない。また、**一度でも落下制止等の大きな衝撃荷重が作用したものは使用しない。**

木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル
(建設業労働災害防止協会)より



保護帽の注意点

保護帽(産業用ヘルメット)には、使用区分があります

- ① 飛来・落下物用 : 「飛んでくる物」「落ちてくる物」から頭部を保護するもの
- ② 墜落時保護用 : 「墜落」による頭部への衝撃を軽減し、頭部を保護するもの
- ③ 電気用 : (使用電圧 7,000 ボルト以下) 頭部感電による危険を防止するもの

※ 今回の説明では、① 飛来・落下物用、② 墜落時保護用に限定します。

第566条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならないものとして

四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

とされていることから、作業時には**保護帽の使用(① 飛来・落下物用、② 墜落時保護用)**が必要です。